

# 日立市と国立大学法人茨城大学との連携協力に関する協定書

地域社会及び大学は、国際化の進展、地域経済の変化、少子高齢化社会の進行などを背景に新たな課題に直面しその対応を求められている。

このため、日立市（以下「市」という。）と国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）とは、「知と創造の拠点づくり」を共通の目的とし、協働して地域の活性化、住民福祉の増進及び大学の教育・研究の向上を図るため、市と大学の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

## 記

### （目的）

第1条 本協定は、市と大学の連携協力に関し基本的な事項を定めることを目的とする。

### （連携協力する事項）

第2条 市と大学は、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) ものづくりのまちである地域の特性を生かした地域の活性化
- (2) 地域の政策課題に係る共同研究の推進
- (3) 人材の相互活用及び人的交流の促進
- (4) 地域の発展に寄与する人材育成
- (5) その他市と大学が必要と認める事項

### （連絡・調整窓口の設置）

第3条 市と大学は、連携協力して実施する具体的な事業内容、実施方法等について連絡・調整するための窓口を設置するものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、市又は大学から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、その都度市と大学が協議のうえ定める。

この協定締結の証として本書2通を作成し、市・大学記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年10月31日

日立市助川町1丁目1番1号

日立市

市長 櫻村 千秋



水戸市文京2丁目1番1号

国立大学法人茨城大学

学長 菊池 龍三

